



〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
 TEL/03-5253-5111 FAX/03-5253-7531
<http://www.fdma.go.jp/>



- ACCESS**
- 丸ノ内線「霞ヶ関」駅下車
A3b出口直結
 - 日比谷線「霞ヶ関」駅下車
A3b出口直結
 - 千代田線「霞ヶ関」駅下車
A3b出口直結
 - 有楽町線「桜田門」駅下車
4番出口徒歩約3分
-
- 消太
しょうた
「全国消防イメージキャラクター」

「守る」を支える。
 未来につなぐ。

消防庁

Fire and Disaster Management Agency

総合職技術系採用案内





「守る」を支える。
未来につなぐ。

MESSAGE

消防庁は理系の皆さんを求めています。

今後発生が予測されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする地震災害に備えるとともに、近年相次いで発生している集中豪雨・台風等の自然災害がもたらす被害を軽減するため、消防防災の科学技術を活用した対応策はますます重要となっています。

さらに、高齢化・人口減少に代表される社会構造の大きな変化、エネルギー事情の変化等消防を取り巻く環境の変化や課題に科学技術の側面からの確に対応する必要があります。

このように、消防防災に対する新たな課題は大きくかつ多岐にわたり顕在化してきており、これらの課題に積極的に対応し、国民生活の安心・安全を確保していく上で、消防防災分野における理系行政官の果たす役割はますます重要となっています。

CONTENTS

P03 組織紹介

消防庁の組織紹介

P05 メッセージ

消防庁の理系行政官の紹介

P07 消防庁の業務紹介

平常時と緊急時における消防防災業務

P09 職員紹介

2名の職員が消防庁に入庁してから感じてきたことについて紹介

P09 渡辺 剛英

P11 塩谷 壮史

P13 職員紹介

6名の職員の業務を紹介

P13 鈴木 健志

P14 池町 彰文

P15 四維 栄広

P16 田中 翔

P17 西田 空

P18 並木 由香

P19 プロジェクトストーリー

職員の被災地における消防庁職員の活躍
竹本 吉利

P21 職員紹介

地方・他省庁で働く職員
中嶋 仁美
羽田野 龍一

P22 キャリアパス

消防庁キャリアパスによるステップアップを紹介

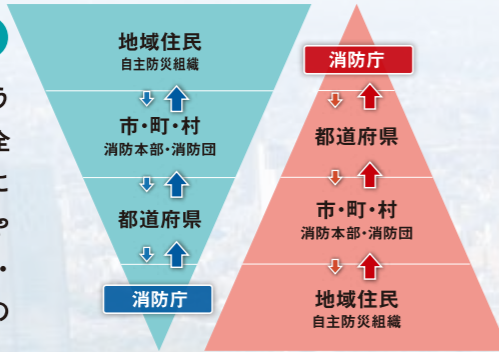
WLB

仕事と生活の調和のための制度

消防庁の役割

平常時 消防行政の礎として!

社会経済情勢等の変化とこれに伴う地域社会の変化の中で、「安心・安全な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進していくため、全国の消防本部や地方公共団体と連携して、必要な法令・ガイドラインの整備、車両・資機材の配備を行います。



緊急時 災害対応の司令塔として!

地域の消防力では対処できない大規模地震や台風などの自然災害、大規模事故、テロや有事などの緊急事態に際し、被害の全貌を迅速に把握するとともに、全国的な見地から緊急消防援助隊の派遣などを行い、被害の抑制に当たります。

消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(消防組織法第1条)

災害の種類

- 大規模災害・事故**
 - 地震災害・津波災害・風水害・火山災害・火災・危険物事故・原子力災害・航空事故
 - 海上事故・鉄道事故・道路事故
- 重大事件**
 - ハイジャック・大量殺傷型テロ・重要施設テロ
- 武力攻撃事態**
 - 着上陸侵攻・ミサイル攻撃
 - ゲリラ・特殊部隊による攻撃・航空攻撃

消防庁組織図



採用 Q&A

Q 採用区分はどの試験区分からの採用になるのでしょうか？

A 国家公務員採用総合職試験のうち、次の試験区分に合格した者からの採用になります。

<院卒者試験>

工学、数理学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境

<大卒程度試験>

工学、数理学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境



理系行政官はどのように「国民の命」を守るのか。

消防庁では、国民の一人ひとりが消防防災を強く意識し、災害に決して揺るぐことのない社会の構築に貢献するため、常に人命優先の立場から、火災、地震、風水害など各種災害による死傷者の発生を最小限にとどめるための努力を続けています。このパンフレットでは、消防庁の理系行政官がどのように「国民の命」を守っているのかを紹介していきます。

消防防災の専門家として、様々な専門家の力を「チームの力」に変える。

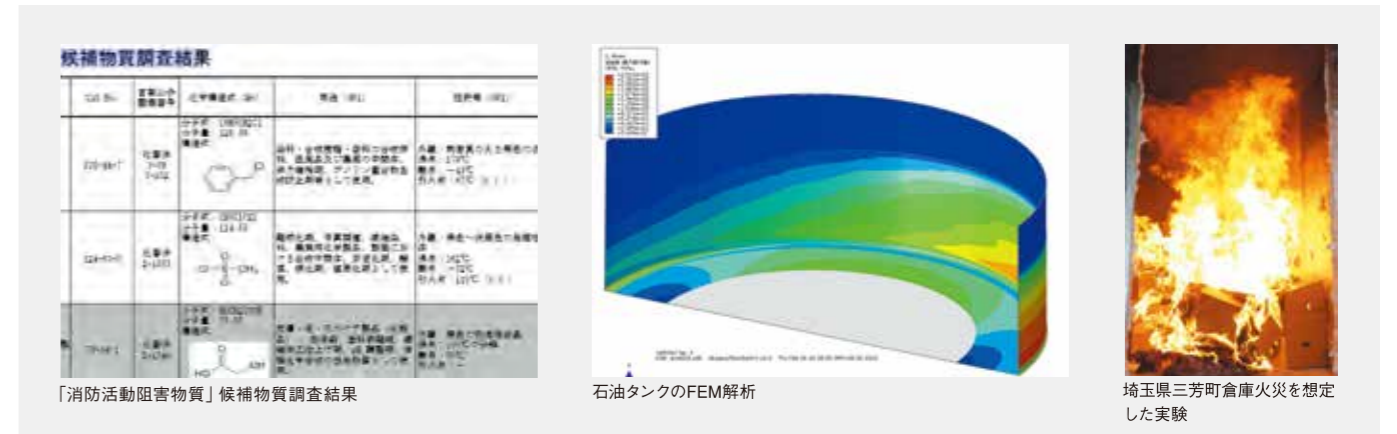
消防防災に関する制度づくりには、「国民の命」を守る現場の意見が不可欠です。また、国全体を動かすダイナミックな制度づくりには、他省庁との連携や法律や地方自治に関する深い知見も必要となります。そのため、消防庁では様々な経歴を持つ職員が、それぞれの機関から派遣され、専門知識を活かして一緒に働いています。例えば、消防の現場で活躍する消防吏員や地域の防災を担当する市町村・都道府県の職員、地方自治や行政評価を専門とする総務省の職員、医師免許を持った厚生労働省の職員、看護師などがいます。さらに、国の機関

である消防研究センターには、研究官として採用された職員も多くいます。消防庁の理系行政官は、現場の意見を正確に理解した上で施策に反映させるため、入庁して数年で地方の消防本部へ出向し、消防防災行政の基礎的な知識を身につけています。また、国の行政官として、政策実施のための知識を日々の業務から修得しています。消防庁の理系行政官は消防防災の専門家として現場の知見と国の行政官としての知見の両方を使って、様々な経歴を持つ職員の力を「チームの力」に変える橋渡しの役割を担っています。

理系の知見を有する行政官として、「合理的な安全対策」を提示する。

高齢化社会の到来や新エネルギーの出現、ICTの活用など、社会の大きな流れの中で、それに対応した合理的な安全対策が求められています。合理的な安全対策の検討は、消防庁の理系行政官が中心となって、科学的な根拠をもとに、安全的にも経済的にも合理的な結果を導きます。安全対策の検証は、消防研究センターの研究官や関係メーカーなどと協力して進めるので、研究者や技術者と議論するための理系

の素養と、合理的な安全対策を関係者に説明する行政官としての技量が求められます。安全対策の検証結果は、有識者や消防本部を含む検討会で議論し、法律などの制度となって世の中に広まります。消防庁の理系行政官の醍醐味は、自分が構築した制度が社会インフラの一部になっているのを確認できることであり、その面白さを実感しながら仕事をしています。





平常時

平常時における 消防防災業務

消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務

その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務としています。

社会経済情勢などの変化とそれに伴う地域社会の変化の中で、「安心・安全な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進していくため、

全国の消防本部や地方公共団体と連携して、必要な法令・ガイドラインの整備や車両・資機材の配備を行っています。

主な業務

南海トラフ地震・首都直下地震などの 大規模災害に備える

- 全国各地から駆けつける精鋭部隊「緊急消防援助隊」
- 石油コンビナート災害に対応するドラゴンハイパー・コマンドユニット
- 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣
- 国際緊急援助隊・国際協力

- 石油コンビナート等の防災体制の強化
- 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト
- 危険物の安全確保
- 原子力災害への備え

消防団を中核に地域の防災力を高める

- 消防団への加入促進に関する取組
- 地域防災を支える自主防災組織等の育成

テロや武力攻撃から国民を守る

- 国民保護共同訓練の実施
- NBC対応資機材の整備
※核物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical)
- 全国瞬時警報システム「Jアラート」の整備・運用

人材育成と新たな技術に挑戦する

- 消防職員・団員の教育訓練
- 消防防災における科学技術の研究・開発

救える命を救う

- 消防体制・活動環境の整備
- 消防の広域化
- 救急救命体制の充実強化
- 救急現場の外国語対応

多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ

- 多様化する火災の予防 ■住宅防火対策の推進
- 火災原因・流出事故原因調査、製品火災対策の推進
- 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等

災害時

災害時における 応急対応業務

消防庁は、国民の生命、身体及び財産を災害から守るという責務を担っています。

その業務は、火災の予防、警防はもとより、救急、救助から地震、

風水害等の自然災害及び事故、テロ災害等への対応まで広範囲にわたっています。

その役割は、効果的・効率的に果たされなければなりません。

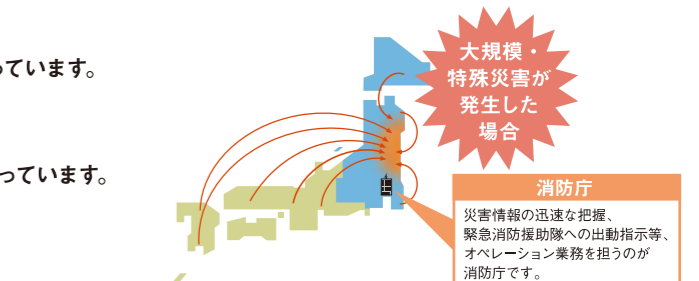
主な業務

消防庁対策本部で被害の抑制にあたる

- 緊急消防援助隊の出動要請・指示及びオペレーション
- 消防防災・危機管理センターに整備されている消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、ヘリコプター、テレビ伝送システムなどを用いて被災都道府県・市町村や消防本部から被災情報を収集
- 総理大臣官邸や内閣府との調整
- 被災地に派遣された職員からの被災情報の収集

総理大臣官邸や緊急災害対策本部に駆けつけ、 政府の対応方針を調整する

- 総理大臣官邸や政府対策本部に連絡要員として職員を派遣
- 消防庁で収集した被災地の情報を全省庁で共有
- 総理大臣官邸や緊急災害対策本部で収集した各省庁の情報を消防庁へ伝達
- 政府としての対応方針を調整



被災地に駆けつけ、現地の対応方針を調整する

- 災害の規模、現地の状況などに応じて、都道府県や市町村の災害対策本部、消防応援活動調整本部などに職員を派遣
- 被災地の現地対策本部などで、被害情報の収集や災害対策活動の支援、緊急消防援助隊の活動を調整
- 政府現地対策本部や政府調査団の一員として職員を派遣

東日本大震災以降に緊急消防援助隊が出動した災害

災害名	死者・行方不明者数	活動期間
東日本大震災	22,062名	H23.3.11~6.6
平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	39名	H25.10.16~10.31
平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	77名	H26.8.20~9.5
御嶽山噴火災害	63名	H26.9.27~10.17
平成27年9月関東・東北豪雨	8名	H27.9.10~9.17
平成28年熊本地震	255名	H28.4.14~4.27
平成28年台風第10号による災害	27名	H28.8.31~H28.9.9
平成29年7月九州北部豪雨	42名	H29.7.5~7.25
平成30年7月豪雨	232名	H30.7.6~7.31
平成30年北海道胆振東部地震	41名	H30.9.6~9.10

(平成30年11月6日現在)

消防庁予防課危険物保安室長

渡辺 剛英

わたなべ たけひで

平成4年入庁

Profile

- 平成 4年4月 入庁 消防庁危険物規制課
- 平成13年4月 消防庁救急救助課国際協力専門官
- 平成14年4月 消防庁予防課危険物保安室課長補佐
- 平成16年4月 仙台市消防局警防部予防課長
- 平成18年4月 消防庁予防課違反処理専門官
- 平成19年4月 消防庁予防課設備専門官
- 平成22年7月 経済産業省原子力安全・保安院
原子力防災課火災対策室長
- 平成24年4月 消防庁予防課特殊災害室長
- 平成25年4月 鳥取県原子力安全対策監
- 平成27年4月 消防研究センター技術研究部長
- 平成30年4月 現職



安心・安全の仕事 変化する社会とともに

消防庁にご関心をお寄せいただいた皆さん、どうもありがとうございます。現在所属している危険物保安室は、今回で3回目ですが、1回目は入庁の時でしたので、そこから既に四半世紀！。時の流れは速いものです。

振り返ると、同じ危険物保安行政でも、時期により課題は随分異なります。私が担当していた時期の例を見ても、①平成4年頃：高度成長期に建設された大規模石油タンクの耐震改修、②平成15年頃：ごみ固形燃料やバイオエタノール混合ガソリンなど新たな燃料の安全対策、③現在：過

疎地域のガソリンスタンドに即した安全対策のあり方…、等々と社会的な背景とともに移り変わってきています。消防行政全体においても、火災対策から救急、大規模災害対策、国民保護等とウィングが広がる一方で、少子高齢化や人口減少に伴う体制確保上の課題が生じているなど、その有り様は常に変化し続けています。

今回は、私の経験してきた主な業務について、その時々々の所感を交えながらお話させていただきます。消防庁、消防行政に関する理解の一助となれば幸いです。

建築物の消防設備

消火器、火災報知設備、スプリンクラー、誘導灯など建築物に設けられている消防設備。私の場合、これまで最も長く担当してきた業務となります。担当していた平成10年ごろの主な課題として、消防設備の技術基準に関する性能規定化がありました。従来の技術基準は寸法や材質等を具体的に定める「仕様規定」であり、これに代わるものとして、機能上必要とされる項目や水準を定める「性能規定」の導入を進めることで、設計の自由度向上、新技術の導入等を進めようとするものです。予防課としては大きく予算も確保し、実大規模の火災実験等も行いながら、消防研究センターと全面的にタイアップして、性能規定化のプロジェクトを複数年に渡り実施しました。その成果として、基準改正に結びついた事項もありますし、個人的には、消防設備に関する実証的な検討のノウハウが蓄積された点が大きかったと感じています。

続いて平成20年頃の話ですが、グループホーム、カラオケボックス、個室ビデオなど新たな業態の施設が増え、個々の施設としては小さい規模であるにもかかわらず、火災により多数の人的被害が発生しました。消防の立場としては、安全対策の確保、とりわけ消防設備の義務づけが必要ということに当然なりませんが、経済的負担や後付け施工が難しい等の問題があり、いずれのケースも事業者団体や関係省庁との調整は難航しました。打開策の一つとして、コストや施工性の面で設置しやすい消防設備の導入が必要とされ、水道連結型スプリンクラーや無線型火災感知器の基準を整備することとなりました。できてしまえば当たり前存在ですが、簡易タイプの基準化はそれなりに英断でしたね。ほかにも、環境規制物質に指定されることとなった消火剤の扱い、消火器のリサイクル体制構築、消防用機械器具等の検定不正事案への対処など色々ありますが、これらの話は別の機会に譲ります。

消防分野の国際協力

西暦2000年代に切り替わる時期に、庁内で国際業務を担当していました。私が主に担当していたのは、開発途上国へのODA案件。具体的には相手国における消防体制の整備支援や、相手国からの研修生受入れ等で、外務省やJICAと日常的にやりとりしながらの業務でした。国によって消防体制は様々で、背景となる法制度や経済事情等も大きく異なることに気づかされ、自分なりに日本の消防を見直す機会となりました。当時の大きな事案として、米国における9・11テロがありました。国際消防救助隊（IRT）の派遣には、米国からの要請がなかったため至りませんでした。出発準備は整えていました。その後しばらくの間、国会関係の対応等にも追われることとなりました。9・11当日はたまたま職場におり、TVでライブ映像を見ていましたが、そのときの衝撃は忘れることができません。日本の危機管理における転換点の一つだったと思います。

学生へのメッセージ

社会が目まぐるしく変化する中、国民の安心・安全を支える消防の使命は変わりません。その基礎をなす技術の重要性も、変わらないものと思います。このパンフレットをきっかけに、消防を深く知り、未来と一緒に考えてみたいと思われたら、一度話を聞きにきてください。職場の雰囲気もわかると幸いです。

また、日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会を控え、両国の交流の機運が高まっていた時期でもありました。消防分野においても交流を推進すべく、韓国側と調整を進め、現在も続く日韓消防行政セミナーの実施に繋がっています。余談ですが、韓国語も少しだけですが勉強したので、旅行の際に役立っています。

東日本大震災への対応（原子力防災関連）

平成23年3月当時、原子力安全・保安院に出向中でした。福島原発事故が発生し、当初は保安院の緊急時対応センターにおいて、3月後半からは官邸の危機管理センターにおいて対応に当たりました。その後も、IAEA閣僚会議における日本国政府報告書の策定作業、原子力防災に関する計画の見直し作業、福島第一原発及び警戒区域の火災対策等に従事しました。

平成24年4月に消防庁に戻ってからも、特殊災害室長として、消防分野における原子力関連の対応に従事しました。現地を管轄する双葉消防本部への技術支援、福島第一原発で放水作業を行った緊急消防援助隊の健康管理、NBC事故対応マニュアルの見直し等を進めました。

平成25年4月からは、鳥取県危機管理局において原子力安全対策監として勤務させていただきました。鳥取県に原子力施設は所在しないのですが、隣の原子力発電所や核燃料施設のUPZが、鳥取県内に及ぶため、モニタリングや広域避難など原子力防災体制の充実強化を進めました。

これら一連の経験を通じ、事故や災害は人間の都合に合わせてくれないこと、事前の備えなしに的確に対応するのは難しいことを痛感しました。いずれも当たり前のことばかりですが、「言うは易く、行うは難し」という面があるのだと思います。日頃の業務で判断に迷うとき、思い返すようにしています。

消防防災科学技術の推進

昨年度まで、消防研究センターにおいて、研究開発事業に係るマネジメントを担当していました。平成28年の糸魚川市大規模火災、平成29年の埼玉県三芳町倉庫火災では、消防研究センターとして、各研究官の専門的知見を基に、原因究明と対策に関する技術的な提案も行っていきます。今年度からは、本庁において、公募による外部委託の研究開発事業（消防防災科学技術研究推進制度）の運営を担当しています。

消防防災科学技術に係る研究開発の方向性として、G空間情報、IoT、AI、ロボット、シミュレーション等を活用し、消防防災体制を充実していくことを目指しています。人口減少、高齢化、働き方改革など様々な社会的課題の解決に結びつくものであり、非デジタルネイティブの先輩としては、デジタルネイティブの若手に「目から鱗」の提案を期待しています。

消防庁予防課設備専門官

塩谷 壮史

しおたに そうし

平成17年入庁

Profile

平成17年4月 入庁 消防庁国民保護・防災部
防災課防災情報室

平成18年4月 横浜市消防局消防学校、西消防署

平成19年4月 横浜市消防局査察課

平成20年4月 消防庁予防課設備係

平成21年4月 消防庁予防課設備係長

平成23年4月 消防庁総務課企画係長

平成24年4月 神戸市消防局予防部担当課長

平成25年4月 神戸市消防局予防部建築課長

平成26年4月 消防庁国民保護・防災部
防災課広域応援室課長補佐

平成28年4月 消防庁予防課違反処理対策官

平成28年9月 消防庁国民保護・防災部
防災課広域応援室課長補佐

平成29年4月 現職

様々な方と協働して目指す 安心・安全な社会

「消防」と聞くと、消防ポンプ車や救急車に乗って活動する消防隊員をイメージする人が多いと思いますが、消防本部では、それ以外にも建物の防火対策を検査・指導する予防要員や119番通報を受ける司令員などを担う消防職員がいます。また、消防職員よりもずっと多くの方々が、普段は別の仕事を持ちながら消防団員として活動しています。公的機関としては、この他にも、我々消防庁職員や都道府県の消防防災の担当職員がいます。また、民間でも、消防車両・装備品や消防設備の製造事業者、

建物に設置された消防設備の点検事業者、消防設備の性能を評価する機関や消防設備の資格試験や講習を行う機関で働く方々等々…消防分野だけでもたくさんの方々が従事しています。

消防庁の魅力は、これら消防分野の多くの方々と関わり、支えられ、時には消防分野の代表として他省庁や他分野の事業者と折衝や調整を行い、安全で安心な社会構築に貢献できるところにあると思います。様々な人と関わり仕事をしてきた私の経験の一端をご紹介します。

緊急消防援助隊により救える命

これまで経験した大規模災害への対応の中でも特に忘れられないのが、御嶽山の噴火災害です。行楽シーズンでたくさんの登山者が山頂付近におられた中で噴火が発生し、多数の方がお亡くなりになりました。運良く山小屋に避難した方も負傷され、噴煙、火山性ガス等の影響もあり、そのまま山頂に取り残されました。

当時私は、緊急消防援助隊の出動計画や訓練等を担当する課長補佐として、消防庁災害対策本部において、緊急消防援助隊の出動調整、進出ルートや拠点の確保、活動に必要な資機材の検討などの業務に携わりました。噴火当日の昼過ぎから翌朝にかけてこれらの業務を休む間もなく次々と行い、昼過ぎに緊急消防援助隊が山頂で生存者を発見したという知らせを受けたときは、胸が熱くなりました。

この災害を通じて、都道府県や消防本部、そして現場で活動する消防以外の警察や自衛隊等との連携の重要性や、これらの方々と日頃の訓練や会議等により顔の見える関係を築いておくことの必要性を改めて感じました。また、緊急消防援助隊の応援により救える命があることを実感し、この仕事をしていてよかったと心から思いました。

忘れてはならない現場目線

より多くの方々の命を救うためには、災害発生後の活動だけではなく、災害を起こさない、または被害を軽減するための取組、いわゆる予防対策が大切です。

消防法では、火災予防の観点から、病院、ホテル、商業施設などの建物に対して、消防設備の設置・維持や避難計画の作成、訓練の実施等の規制を行い、利用者の安全を確保しています。

私がこの火災予防に関する業務にはじめて従事したのは、入庁3年目、横浜市消防局（当時：横浜市安全管理局）に出向していた時でした。横浜市消防局のベテラン職員の方々とともに、商業施設や石油コンビナートにある事業所へ立ち入り消防法令の適合状況を検査する、消防法令違反の建物を指導して是正する等の業務を担当しました。

この時に感じたのは、法令基準に違反しているのだから守ってくださいという杓子定規な指導をしても人は従ってくれないということです。法令基準の制定趣旨を理解した上で個々の建物における火災危険性等を説明し、相手の主張に耳を傾けて取り得る選択肢を提案しても理解が得られず、相手の理不尽な言い訳や心ない言葉を浴びせられ、それでも負けずに何度も足を運び、説得を続けて、ようやく違反が是正される。今思えば、このような現場での苦悩や努力を直に経験できたことは、現場の意見をしっかりと聞いて仕事に取り組みたいという現在の私の仕事に対する姿勢に大きく影響しているように思います。

学生へのメッセージ

学生時代、兵庫県庁でのインターンシップにおいて、偶然大型台風が襲来し、集落一体が浸水しないように水門を閉鎖するという業務を経験したことがきっかけとなり、陰ながらたくさんの人の命を救えるような仕事に興味を持ちました。消防庁の業務は多岐にわたりますが、どの業務も人の命を救うことを目的としたものであり、人の命を救いたいという使命感を持った方には大きなやりがいを感じられると思います。

消防庁技官の役割

現在、私は、消防庁予防課に在籍し、国の立場で予防業務を担当しています。

私が着任する直前の平成29年2月、埼玉県三芳町にある大規模倉庫で火災が発生しました。鎮火まで約2週間を要し、約4万5千㎡が焼損するという甚大な被害となったこの火災を踏まえ、国土交通省と連携して、大学教授や倉庫事業者からなる検討会を開催し、類似火災を防止するための検討を進めました。検討に当たっては、消防本部、消防研究センター、消防設備の製造事業者等の協力を得て、火災原因調査や大規模倉庫の現況調査、そして、火災実験や延焼シミュレーション等を行いました。

このような甚大な火災被害を踏まえた防火対策の検討は、国民の生命や財産に直結するため、国会議員や報道機関からの問合せが非常に多く、国民の関心の高さが窺えます。その際、科学的根拠に基づいた検討や様々な立場の方々との折衝や調整を忍耐強く行ってきたからこそ自信を持って説明をすることができます。そのような検討や調整を中心となって行うのは、技術的な視点や行政的な視点を併せ持ち、現場の苦悩や努力を知っている消防庁技官の役割です。責任は重大ですが、非常にやりがいのある仕事です。

自分なりの働き方改革

全国各地で大規模災害が発生した時、消防庁では全職員に参集命令がかかります。また、平時より、出張や旅行などで東京を離れる場合には滞在先を登録することや、待機当番日に職場近くから離れる場合には交代人員を確保することなどの対応が求められます。

しかし、このような災害対応における一定のルールはあるものの、多くの職員が同じ境遇です。困ったときはお互い助け合うという文化や、大規模災害が発生したら休むことができなくなるので休めるときはしっかり休むという風潮が由来しているためか、プライベートな時間が制限されると感じたことはあまりありません。

実際、私は休日に家族とキャンプに行く、仕事終わりに同僚とスポーツをするなどの時間をとても大事にしており、それらの楽しみが仕事に対するモチベーションにもつながっています。

働き方改革が現在進行形で進んでいますので、皆さんが入庁される頃には今よりも更にそれぞれのライフスタイルに応じた働き方を見つけることができるかもしれません。

私が紹介したのは、消防庁の業務や生活のほんの一握りです。消防庁に興味を持った方は、様々な職員の話聞いていただければと思いますので、是非お越しください。





予防課
違反処理対策官
鈴木 健志
すずき たけし
平成18年入庁



予防課
危険物保安室危険物施設係長
池町 彰文
いけまち あきふみ
平成22年入庁

未来の火災を技術で予防する

平時は、外国人観光客が利用する民泊、超大規模な商業施設、G20大阪サミットや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関係施設に関する火災予防対策の企画・立案等を行い、大規模災害発生時は、政府の対策本部や被災地に派遣され、人命救助の活動調整等を行っています。

超大規模な商業施設の火災予防対策

近年、あべのハルカス、名古屋駅の複合ビル、東京ミッドタウン日比谷等、超大規模な商業施設が続々とオープンしています。このような施設には、消防法により、防災センターの警備員等で構成される自衛消防組織が設置され、火災や地震発生時には、この自衛消防組織が被害状況の確認や避難誘導等を行います。地震により複数の場所で火災が発生、スプリンクラーが損傷して延焼拡大し、多数の施設利用者を避難誘導しなければならない等、シビアな状況においても、迅速かつ確かな対応が求められます。このため、自衛消防組織の訓練の充実・強化方策について、大学教授、関係業界団体の代表者、消防職員等から構成される検討会で議論を重ね、超大規模な商業施設で実証訓練を行った結果を踏まえ、充実・強化した訓練の実施方法をとりまとめました。国内の超大規模な空港・競技場・商業ビル・駅ビルや韓国のロッテワールドタワー（高さ555m、123階建）を実際に訪れて各施設の特徴的な防火・防災対策を視察したこと、施設関係者の生の声をもとに訓練シナリオを作成して実証訓練を実施したことは、理系出身者として大変興味深く、貴重な経験となりました。

航空機の給油時の火災予防対策

私は航空機が好きで、大学では航空宇宙工学を専攻しました。航空機に関わる仕事として、航空機への給油時の静電気対策を担当しました。消防法令上、静電気火花による航空機燃料の引火を防ぐため、航空機

と給油車両を導線で接続して両者の電位差をなくす「ボンディング」、給油車両と滑走路上の接地電極を導線で接続して給油車両の過剰な電荷を地球に逃がす「アース」の両方を実施することが求められていました。海外の研究機関が「ボンディング」のみの実施で、静電気対策上、必要な効果が得られることを技術的に実証し、国際機関や欧米各国が関係基準を改正する動きがありました。この技術的な実証の内容の検証等を行った結果、消防法令を改正し、「ボンディング」のみ実施すれば良いこととしました。これにより、防火安全性を確保しつつ給油作業の時間が短縮され、航空機運航の一層の円滑化につながっています。プライベートや出張で空港を利用する際、航空機への給油作業を見つけるとじっくり眺めてしまいます。自分の関わった仕事が社会に役立っていることを実感でき嬉しく思います。

学生へのメッセージ
平成13年の米国同時多発テロで大好きな航空機が建物に衝突する映像を見て、大学で学んだ技術的な知識や経験を生かしつつ、安全を守る仕事をしたと思い、複数の官庁を訪問した結果、消防庁に入庁しました。これまで13年間働いて感じた消防庁理系行政官の魅力は、「どの部署でも技術的な知見を生かしつつ、人の安全を守る仕事ができる」、「災害対応の最前線に関われる」、「頼もしくて心優しい消防職員等と一緒に働くことができる」です。説明会等で消防庁職員と会えばあなたの人生が変わるかもしれません。

時代に合わせた規制のあり方を考える

火災危険性の高いガソリンや軽油などの危険物を取り扱う危険物施設について、科学技術等の進展や社会ニーズに対応し、時代の変化に合わせた合理的な安全対策を定める業務を行っています。

時代の変化に身を置く

私が担当する危険物施設は、化学プラントや石油タンクなどの産業施設から、ガソリンスタンドのような身近なものまで、様々な形で全国に設置されています。ひとたびこれらの施設で火災・流出などの事故が発生すると、国民の安心・安全に大きな影響を与えることになります。危険物施設が抱える課題としては、経年劣化を原因とする事故が近年増加していることや、科学技術等の進展、社会ニーズに応じた技術基準の策定が求められていること等が挙げられます。そのため、消防庁では、時代の変化に合わせた合理的な安全対策について日々検討しています。安全対策の検討に当たっては、検討会を開催して必要な安全対策を議論するとともに、必要に応じて検証実験等を行います。そこでは、消防庁の職員はディレクターのような役割を担います。検討課題に対してどのようなロジックで検討・検証すれば、法律として認められるかの道筋を示し、検討会委員の方々の意見を集約して検討を進めていきます。常に想像力を求められチャレンジングですが、最先端の技術や知見に触れることができ、時代の変化の中に身を置くことができていると感じることが出来ます。

水素社会実現に向けた取組

現在、政府としては、水素社会実現に向けた取組の一環として、燃料電池自動車の普及を目指しています。これに合わせて、燃料電池自動車に水素を充填する水素スタンドの整備も進められています。

現在、私はこの水素スタンドをガソリンスタンドに併設する場合に必要な安全対策を定める担当をしています。一例として、ガソリンスタンドでの火災が水素スタンドの設備に与える影響を確認した際には、ガソリンスタンドの給油設備からの漏洩火災を想定し、ガソリンによる輻射熱からの受熱量と水素スタンド設備の外層鋼材の温度上昇に要する熱量を算定して検証を行いました。このように、消防庁技術系職員の業務は、行政官としての役割に加え、理系の知識を用いて必要な安全対策の妥当性を立証することが求められます。現在、この検証結果等を基に、学識経験者や関係業界団体、消防本部等と検討会の場で意見交換を行い、法律の策定に向けて検討を進めています。政府が力を入れて推進している水素社会実現に向けた取組に、自分が関係していると思うと非常にやりがいを感じながら業務を進めることができます。

学生へのメッセージ
消防庁を志望したのは、自分自身が小学生の時に阪神・淡路大震災で被災したのがきっかけです。日常で当たり前だと思っていた生活は、多くの人々による日々の努力によって成り立っていることを実感し、安心・安全を守るという人の根幹となる仕事に携わりたいと思い、消防庁に入庁しました。消防庁の業務は、どの部署に配属されたとしても人々の安心・安全を守ることを目的としているため、常にやりがいを持って前向きに取り組むことができると思います。是非、消防庁を訪問して先輩方に話を聞いてみてください。



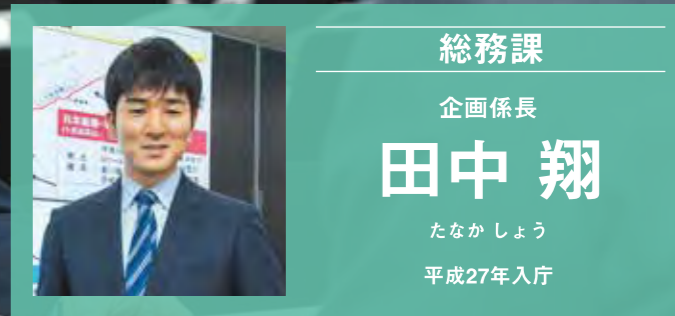
予防課

設備係長

四維 栄広

よついでいこう

平成25年入庁



総務課

企画係長

田中 翔

たなかしょう

平成27年入庁

安全かつ必要とされる基準を考える

予防課では、建物の火災を未然に防いで人命を守るために、消防法令上の基準を取り扱っています。

安全対策の基準を検討する上では、その必要性を多くの人が理解できるように

説得力のある根拠を示すことが大切です。

現場での経験を業務に活かす

私は、入庁後1年間予防課で勤務した後、2年目から3年目にかけて神戸市消防局に転出、消防学校での訓練や消防署のポンプ隊での勤務などを経験しました。実際の火災へ出動した際は、消防隊による高層階への送水を支援する連結送水管という設備を使って消火活動するなど、予防課で学んだ消防法令の基準がどのように活用されているか、その重要性を身をもって体験しました。そのほかにも、度重なる救急事案への出動や訓練、日常の地域住民との交流の機会を経験して、消防の様々な現場活動を経験することができました。このような経験を通じて得られたものは、現在の業務においても日々活かされています。

実験による検証に基づく安全対策の立案

平成29年2月に埼玉県三芳町の大規模倉庫で発生した火災では、建物内で広範囲に延焼拡大して消防活動が難航し、発生から鎮圧までに6日間を要するなど異例の火災であったことから、消防庁と国土交通省が連携して対策を検討することになりました。

消防研究センターなど関係機関とともに原因を調査していく中で、火災の熱により機器の配線の一部が短絡したことが、被害を拡大させる要因の一つとなったことがわかりました。この要因を検証するため、電線や機器を火災と同等の条件で加熱する再現実験を何度も行って、どのような対策を講じれば同様の現象を防止できるかを試行錯誤しながら

模索しました。最終的に、再発防止策として効果的な対策をとりまとめ基準に反映させることになり、やりがいのある経験となりました。

丁寧な説明が重要

そのほか、社会福祉施設におけるスプリンクラー設備の設置義務強化や、民泊の消防法令上の取扱いを検討するにあたっては、関係者の方々に対して火災による危険性を合理的な根拠とともに丁寧に説明することを求められる場面が多くあり、責任の大きさを感じています。火災に対する安全性を確保しつつ、多くの人の理解を得るためには、統計データや実験結果など客観的な事実に基づいて検討を進めていく必要があるため、学生の頃の研究活動で培ったノウハウを活かせる場だと感じています。

学生へのメッセージ

私は、若い頃に負傷して救急搬送されるという経験をし、これをきっかけとして、日常にある身近な安心を守ることに携わる仕事がしたいと考えるようになりました。官庁訪問で先輩方のお話を聞く中で、消防庁の方々は様々な部署によって分野が違って同じ目的を持って働いていて、非常に活気のある職場だと感じたため、消防庁を志望するに至りました。ぜひ皆さんも官庁訪問で話を聞きに来てください。

消防防災行政全体の未来を考える

総務課は消防庁全体のとりまとめ役を担っており、庁内施策の方向性の決定、他省庁との連絡調整等を担当しています。

私は、特に消防防災分野における科学技術政策の方向性や消防防災分野における

中長期的な課題とその解決の方向性を決めていくための業務を担当しています。

研究開発成果をより実用的なものに

どの分野における研究開発もそうですが、研究をして論文を書いて学会で発表しただけでは、多くの方々のためにはなりません。社会実装され、製品やサービスとして世の中に流通することでやっと使ってもらえるようになります。消防防災分野における研究開発も同様であり、その時代のニーズに即した技術を適材適所に提供していくことが重要です。当たり前なことと思われるかもしれませんが、残念ながら多くの研究開発は、その成果が日の目を見ることなく過去のものになっていています。私は、消防防災分野における行政ニーズ、技術シーズを収集し、誰もがアクセスできるデータベースを構築することによって、埋もれていた技術シーズを行政ニーズと組み合わせることで実用化を促進させるような仕組み作りを行っています。また、競争的資金制度における研究成果をより実用化に結びつけるための制度づくりも行っています。

消防防災行政の中長期的な課題を解決する

近年は、数十年に一度と表現されるような大雨による災害が毎年のように発生し、地震災害や噴火災害が発生するなど、災害は多発化、多様化、激甚化する傾向にあります。また、少子高齢化や自治体の人口減少、過疎化等の社会構造の変化は、消防防災行政の在り方にも影響を及ぼします。さらに、AIやIoT等、問題を解決するための新技術が続々と登場したり、民泊等のシェアリングサービスが普及し、モノの利

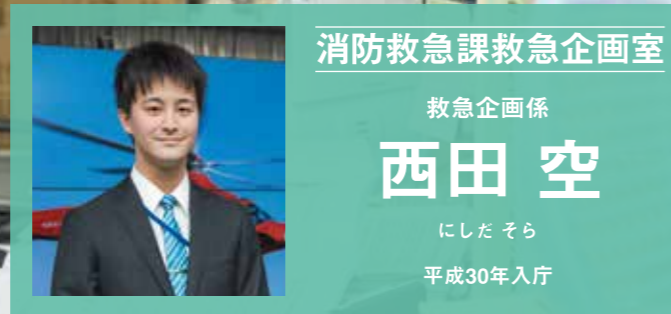
用形態が多様化したりするなど、過去には想像もつかなかったような新しい価値が次々に登場しています。これらの変化に消防防災行政も対応する必要があります。私は、消防防災行政の全体を俯瞰し、現在抱えている課題、将来にわたって解決すべき課題、その解決の方向性について整理するため、行財政・科学技術の両面から業務に取り組んでいます。

災害やテロに動じない消防庁に

少し話は変わりますが、政府の業務継続計画（BCP）に関わる業務も担当しており、災害やテロに動じない消防庁の体制を構築するための資機材の調達、訓練の実施等の企画立案業務を行っています。

学生へのメッセージ

私は学生時代、建築（特に制震システム、耐震設計）を専攻していました。大きな地震が来ても自分が設計した建物なら大丈夫、そんな建物を設計できたら、と考えていましたが、もっと幅広く人のため、人の生命、身体、財産を守るための仕事がしたいと思い、消防庁を志しました。志望動機は人それぞれ異なっていて結構です。日々の平穏な時間を一分一秒でも長く続けさせ、安心・安全な世の中の実現に貢献したいと考えていたら、ぜひ消防庁へ話を聞きに来てください。また、消防庁技官の採用業務を担当していますので、官庁訪問では最初にお会いすることになるかと思います。



命を救う最前線に向き合う

現在、日本ではおおよそ5秒に1回の頻度で救急車が出動しています。

私は、国の職員として、命を救う最前線で戦う救急隊を支えるため、

現場を経験してきた職員の知恵と力を借りながら、よりよい施策の実現を目指しています。

すべては現場と国民のために

私の入庁一年目の配属先は、救急業務を所管する救急企画室でした。近年、高齢化の進展などを背景に救急出動件数は一貫して増加しており、救急業務のニーズと期待は年々高まっています。しかし、それに伴い、現場の救急隊が担う業務量と責任も大きくなっています。救急企画室は、そういった現状を踏まえ、法令や財政支援の整備を通じて、全国の救急隊のサポートを行っています。一緒に働く室員は、救急の第一線を経験してきた消防本部職員、医師、看護師の方々に、まだ救急業務の知識も経験もない自分にとって、頼もしく、刺激にあふれる環境でした。

多様化する救急業務のニーズに対応するため、救急車の要請や医療機関の受診について相談できる電話相談事業「救急安心センター事業（#7119）」や、救急隊員と外国人傷病者のコミュニケーションをサポートする翻訳アプリ「救急ボイストラ」など、様々な施策に携わりましたが、一貫して持つべき視点は「何が現場と国民のためになるのか」ということでした。その視点を持ちながら、関係省庁と調整を行ったり、有識者に助言を求めたりして施策を練り上げる中で、消防庁職員に求められる役割の大きさを実感しました。

国の職員としてできることを

平成30年9月6日未明、北海道胆振東部地震が発生しました。直ちに消防庁災害対策本部が設置され、職員は危機管理センターに一斉参

集しました。平成30年は大規模な災害が多発した年で、私も大阪北部地震と平成30年7月豪雨で、入庁してから数か月で既に2回の一斉参集を経験していました。

災害対策本部内での私の業務は、情報整理と大臣及び消防庁幹部の発言要旨の作成で、現地や関係機関から集められた情報を取捨選択して、各種会議や国民に消防庁として発信すべき情報をとりまとめるというものです。我々が作成した資料をもとに閣僚会議や報道が行われているのを見るたびに、その責任の大きさを実感し、身が引きしめる思いでした。消防庁職員は、現地に派遣される一部の者を除けば、直接災害現場に足を踏み入れることはほとんどありません。しかし、我々の業務の向こうには、平常時でも災害発生時でもいつも必ず、助けを求めると、命がけで人命救助に当たる人がいます。現地から離れた場所で慌ただしく対応を行う中で実感しづらくなることもありますが、常に国の職員としてできることを考え続け、やり続けることが、消防庁職員の責務であり、誇りであると感じています。

学生へのメッセージ

私は大学では農学を専攻しており、一見すると消防とは縁遠い専攻分野でした。しかし、消防庁が担う業務の範囲は想像以上に広く、思わぬ形で力を発揮できることも、入ってから学ぶことも数多くあります。どんな分野の方でも、興味を持ったなら、ぜひ消防庁の門をたたいてみてください。

それぞれの得意分野でひとつの目標へ

消防の設備に詳しい方、消火活動の現場に詳しい方、法律に詳しい方などに囲まれて、

火災時に人の命を守る消火設備や警報設備などについて検討しています。様々な強みを持つ方々と、

人の命を守るというひとつの目標に向かって仕事をすることに、やりがいを感じています。

同じ火災を繰り返さないために

大規模な火災について、消防機関から要請があり、消防庁長官が特に必要があると認めた場合、消防庁長官による火災原因調査を行います。また、その火災による社会的影響が極めて大きいなどの理由により、消防庁長官自らの判断で調査を行う場合もあります。最近では、東京都多摩市における工事中の建物火災や、札幌市爆発火災で消防庁長官の火災原因調査を行いました。消防庁職員と消防研究センター職員が現地に派遣され、地元消防などと協力しながら情報を収集します。実際に現場を見ることで、多くの情報を得ることができます。一方、消防庁に残った職員は、地元消防や現地派遣職員と連絡を取り合い、収集した情報を整理します。それぞれの職員が自分の立場でできることを積極的に探し、協力して調査業務を行うことで、効率よく火災の概要を把握しました。そして、同様の火災が他の地域で起こらないよう、全国の消防に対して注意喚起などを行いました。

自然災害から人の命を救うために

国として対応する必要があるような大災害が発生した場合は、所属課室を越えて、消防庁の全職員が協力して災害対応業務を行います。私は連絡要員として、消防庁が収集した被災地の被害情報などを全省庁で共有するために報告し、また、各省庁からの重要な情報を消防庁に伝達する業務を行いました。入庁1年目は災害が多い年となり、特に

平成30年7月豪雨の対応は1ヶ月以上にも渡りました。犠牲者が増えたという情報を聞き、それを報告し続けることは、正直つらかったのですが、国として災害の規模を正しく把握して対処するために必要な業務だと思い取り組みました。消防庁として収集した情報はもちろん、他省庁から集まる情報にも触れやすい立場なので、それらをどのように活用すれば被害をもっと小さくすることができるだろうかと考えながら、災害と向き合っています。

学生へのメッセージ

学生時代は、地質学分野で地震の研究をしていました。東日本大震災の被災地を自分の目で確かめに行ったことをきっかけに、防災に力を入れたいと強く思い、消防庁に入庁しました。地震に限らず、水害や火災などに対しても、日頃の備えが大切であるという点は共通しています。自然災害でも火災でも命を落とさない、そんな仕組みを一緒につくっていきませんか。



業務外の時間には庁内のソフトボール大会に参加するなど交流を深めています。

災害発生時 緊急対応業務

現場経験と行政官としての知見をもとに 災害や事故の危険から国民の命を守る

消防庁の行政官は、平常時における消防防災業務、そして災害時などにおける緊急対応業務という2つの重要な任務を担っています。ここでは、理系行政官が平常時および有事に、それぞれどのような業務を遂行しているのか、平成30年7月豪雨と北海道胆振東部地震の事例を交えて紹介します。

消防庁予防課危険物保安室課長補佐

竹本 吉利

たけもと よしとし

Profile

- 平成19年 入庁 消防庁予防課危険物保安室
- 平成20年 川崎市消防局
- 平成22年 消防庁予防課危険物保安室危険物施設係長
- 平成24年 消防庁予防課設備係長
- 平成25年 消防庁総務課企画係長
- 平成27年 千葉市消防局予防部指導課長
- 平成29年 現職

平常時 消防対応業務

危険物に係る事故防止を図る

私が所属する危険物保安室は、石油タンクやガソリンスタンドなど、ガソリンや灯油等の火災危険性の高い物質を貯蔵・取り扱う危険物施設の安全確保を担っており、科学技術の進展や社会情勢の変化等を捉

平成30年7月豪雨

消防庁と被災自治体の調整役として、被害軽減のために全力を尽くす

豪雨被害が甚大になるにつれて、消防庁の応急対策レベルも段階的に引き上げられ、7月6日夜に職員全員による災害応急体制となり、消防庁危機管理センターに参集し、岡山県、広島県等の都道府県や消防機関から被害状況などの情報集約を行いました。翌7日には、広島県への現地派遣となり、消防庁からの先遣部隊と合流し現地の被害状況や地元消防機関の活動状況等の収集を行い、消防庁と被災自治体との連絡調整役を担いました。その後、愛媛県の被害も甚大であることがわかり、広島県から陸路により愛媛県へ向かい、愛媛県庁においても、被害状況の収集等の活動を行いました。愛媛県での活動を終えた後も、帰京し、消防庁での災害応急活動を続けましたが、7月25日、県外から駆けつけた応援部隊である緊急消防援助隊の活動調整のため、2度目の広島県へ向かいました。現地派遣の中で見た豪雨被害の過酷な状況を思い出すたびに、

このような被害を少しでも無くしたいという思いを強くし、現在は、危険物保安の観点から、風水害対策に取り組んでいます。



広島市消防局の方々と緊急消防援助隊の活動に関する協議の様子

北海道胆振東部地震

全ては住民一人一人のために、持ちうる最大限の力で災害対応に取り組む

地震発生は深夜でしたが、直ぐに消防庁危機管理センターに参集し、被害状況の収集等を行いました。その後、北海道庁への現地派遣となり、被害状況の収集や野田聖子総務大臣（当時）が激励視察する際の受け入れ調整も担当しました。現地派遣の際に、厚真町を訪問したときのことは鮮明に覚えています。消防署が地震により亀裂等が生じている中でも、消防職員の皆さんが被災した住民のために懸命に活動されていました。

町役場の皆さんは寝る間も惜しんで応急・復旧に向けて対応されていました。全ては住民のためという強い思いを感じ、自分もここで任された仕事を精一杯にやり遂げようと気持ちを強くしたことを覚えています。全ては国民一人一人のために。自分の持ちうる最大限の力を注ぐ。この気持ちを忘れずに国民の安心・安全の確保に向けて取り組んでいます。

えて、消防法令の見直しを行っています。最近、危険物施設の高経年化に伴う腐食疲労等劣化による事故を防止するための対策や、平成30年7月豪雨や台風21号等の激甚化する風水害に対する危険物施設の安全確保、過疎地域のガソリンスタンドを維持し、燃料供給体制を確保するための方策など、様々な課題に取り組んでいます。昨日より今日、今日より明日へと、少しでも前へ施策を推し進め、危険物事故の無い世の中に向けて、全力です。



活躍の場は全国へ

地方に出向する際は、消防庁が構築した制度を実施に移すという仕事を体験します。
 ときには、自分が作った制度を現場で実施するといった貴重な経験をすることもあります。
 このような機会を通じて、現場サイドの問題点を正しく理解し、
 消防庁に戻った際はより実効性のある制度の企画・立案を行います。

東京2020大会への挑戦

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
 警備局対処調整部 救助対策担当課長

中嶋 仁美 なかじま ひとみ



組織委員会は、東京2020大会のために作られた組織であり、大会の準備及び運営に関する事業を行っています。多くのスタッフが民間企業や地方公共団体、各省庁からの出向者で、それぞれの経験や人脈をフル活用して一緒に仕事を進めています。
 私は、競技会場で発生した火災や地震、津波などから、観客や選手などを守るため、スタッフに対する教育・訓練プログラムを作っています。世界最大規模のイベントである東京2020大会では、多くの外国人を観客としてお迎えします。文化や言語が違う大勢の人を、パニックコントロールしながら安全な場所に避難誘導する

ことは簡単なことではありません。消防庁から昨年度発行されたガイドラインや、ガイドラインを作成した消防技官の先輩の意見、新しい情報伝達技術の開発状況などを踏まえ、この課題に挑戦しています。
 私の一番の願いは、私の仕事が表示に出ることなく平和に東京2020大会が終わることです。だからこそ、ハイレベルな予防対策を行っているのですが、万が一を無視してよいわけではありません。「何かあった場合は、絶対に被害を最小限に抑える!」という意気込みで組織委員会での日々を駆け抜けたと思っています。

現場最前線だからこそ感じること

静岡市消防局
 駿河消防署警防係
 羽田野 龍一 はたの りゅういち



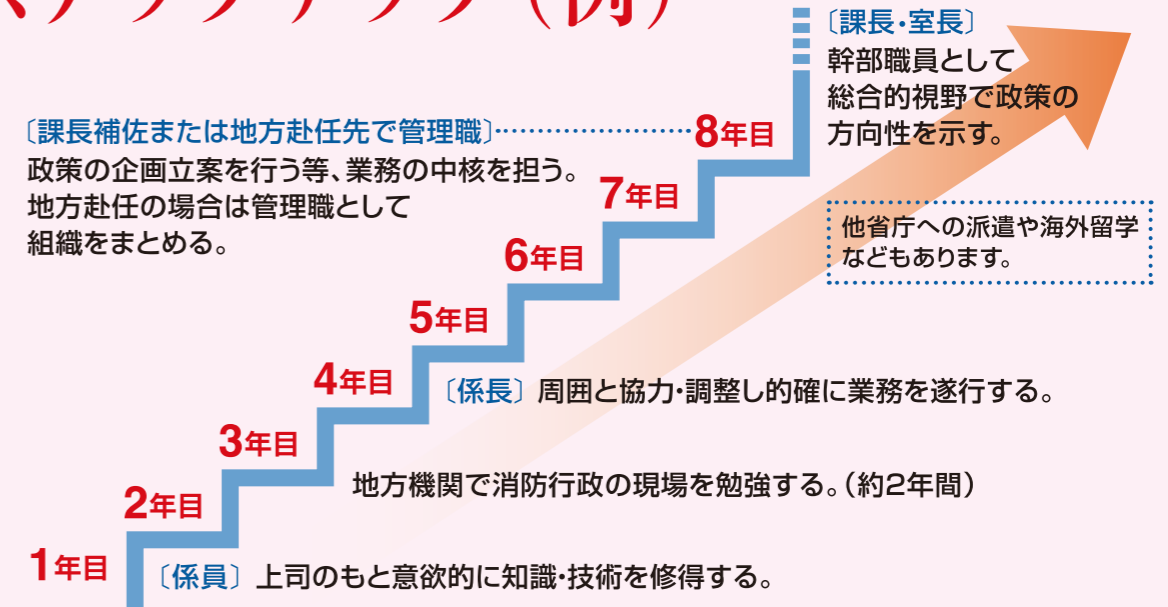
消防庁では、官公庁で理系行政官として勤務するだけでなく、消防本部で消防吏員（いわゆる消防士）として働く機会もあります。
 私は、消防庁から静岡市消防局に出向し、現在駿河消防隊の隊員として活動しています。消防隊の業務としては、消火活動や救急隊の補助を行うPA連携等の現場活動、消防法令違反の是正等を行う査察業務、幼稚園や老人ホームでの訓練指導など、様々な仕事がありますが、その中で私が最も印象に残っているのは要救助者有りの火災現場です。私はこの現場で、マンションから救出された要救助者に対し胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行うという経験をさせていただきました。残念ながらこの要救助者は助

かりませんでした。この経験から、どうしたらこの要救助者を助けられたか、そもそも現場で火災を発生させないようにするには理系行政官として何ができるかなど、改めて考えさせられるきっかけとなりました。このように現場の実情を理解しつつ理系行政官として制度設計ができることは、実際に消防吏員として現場活動するチャンスのある消防庁だからこそであり、消防庁の魅力の一つだと私は思います。



●このほか、都道府県・市町村、他省庁などとの人事交流があります。

消防庁キャリアパスによるステップアップ(例)



WLB (仕事と生活の調和) のための制度

WLBのための制度は、常に改善、見直しを行っています。

3歳未満の子どもを養育する場合
育児休暇 ▶ 配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能

出産する場合
産前・産後休暇 ▶ 産前6週間、産後は8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間)

生後1年未満の子を養育する場合
保育時間 ▶ 1日2回それぞれ30分以内

小学校就学前の子どもを養育する場合
育児短時間勤務 ▶ 勤務時間を短縮

小学校就学前の子どもを養育する場合
育児時間 ▶ 1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが可能

小学校就学前の子どもを看護する場合
子の看護休暇 ▶ 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)

小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブ等に通う小学生の子どもを送り迎え、又は父母等を介護する場合
早出遅出勤務 ▶ 始業・終業時刻を繰上げ又は繰り下げて勤務

小学校就学前の子どもを養育、又は父母等を介護する場合
深夜勤務・超過勤務制限 ▶ 深夜勤務は免除
 超過勤務は月24時間・年150時間以内に制限

3歳未満の子どもを養育する場合
超過勤務の免除

配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合
介護休暇 ▶ 6ヶ月の期間内で必要と認められる期間

配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う場合
短期介護休暇 ▶ 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)

外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合
配偶者同行休業 ▶ 3年を超えない範囲内